

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

ページ

○特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則	（疾病・感染症対策室）	一
○森林法施行細則の一部を改正する規則	（森林整備課）	二
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（建築安全推進室）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護保険室）	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（同）	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）	（障害福祉課）	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）	（障害福祉課）	六
○障害者自立支援法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	六
○障害者自立支援法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○障害者自立支援法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	六
○障害者自立支援法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	六
○海岸保全区域の廃止	（水産業基盤整備課）	七
○海岸保全区域の指定（二件）	（同）	七
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	九

○道路の区域変更（四件）	（道路課）	九
○道路の供用開始（三件）	（同）	一〇
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（都市計画課）	一一
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	一一

### 人事委員会

○人事委員会規則四・〇（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則五・〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則	一一
○人事委員会の権限（職員の採用試験に関する規則）の一部の委任の一部を改正する告示	一一

○平成十五年人事委員会告示第五号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正	一一
---	----

## 規 則

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 宮城県規則第十一号

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「を必要とする者であつて、かつ、」を、「が必要であつて」に、「必要とする者に対して、」を、「必要とするものの通院に係る」に改める。

第二条中、「次の」を、「次の」に改め、「該当するもの」の下に、「以下、対象患者」という。（及び対象患者と生計を一にする者のうち通院介護費用を負担するもの」を加え、同条第二号中「三級以上である者（当該級別が三級である者にあつては、通院をする時に介護が必要であると医師が認めるものに限る。）」を、「二級以上である者」に改める。

第三条第三項中、「から三級までのいずれか」を、「又は二級」に改める。

第四条第一項に次のただし書を加える。  
 ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。  
 第五条第一項中「受給者が」を「対象患者が」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第一号とする。

様式第一号中「細則」を「対象細則」に、患者の状況を

「対象患者の状況」に「困むこと」を「困んでください」に、

「細則（注3）」のため通院時に介護を必要と認める。  
 を

「（要否いずれかを○で囲んでください。）（注3）  
 要 上記患者について、通院をする時に介護が必要であると認める。  
 否」に改める。

様式第三号（表面）中「患者との」を「対象患者との」に、「患者」を「対象患者」に、「申請書又は申請書」を「申請書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
 （経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続、処分その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

3 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成十二年宮城県規則第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十二條の十五」を「第二十二條の十五第一号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第二十二條の十五第二号の規定により植栽の義務の例外について知事の承認を受けようとする者は、様式第十七号の二による申請書を知事に提出するものとする。

様式第十七号中「第22條の15」を「第22條の15第1号」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第17号の2（第15条関係）

保安林内植栽義務例外承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
印  
（ 電話 ）

平成 年 月 日付けで森林法第34条の2の規定により届け出た択伐による伐採跡地について、植栽義務の例外の承認を必要とするので、森林法施行規則第22条の15第2号の規定により承認されるよう申請します。

記

保安林の種類	
保安林の所在場所	
植栽義務の例外の承認が必要な期間	
主たる更新樹種	
天然更新補助作業の実施の予定の有無	
天然更新補助作業の実施の方法及び時期	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 主たる更新樹種は例外の承認期間中に天然更新が期待できる樹種を記載する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- （経過措置）

- 2 改正前の森林法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林法施行細則の規定によるものとみなす。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成八年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を削り、同条第五項中「省令」を「前項並びに省令」に改め、同項を同条第四項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五二〇二〇〇八	やさしい手仙台ケアセンタ 仙台市宮城野区大槻一・三 一階	株式会社やさしい手仙台	平成十九年 十二月一日

〇四七〇二〇一六六六	なのはな訪問介護センター 石巻市大街道西一丁目四番 七号ソラーナ参番館一〇一 号室	株式会社イコール	平成十九年 十二月十四日
------------	--	----------	-----------------

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七一四〇〇四九九	事業者の名称及び所在地 デイハウス・たんぼぼ 東松島市大曲字土手下南百 六十五番地一	申請者名 株式会社たんぼぼ	指定年月日 平成十九年 十二月一日
-------------------------	---	------------------	-------------------------

三 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇一六	事業者の名称及び所在地 ザ・サンシャイン仙台 仙台市宮城野区新田東二丁 目十二番七号	申請者名 株式会社ツクイ	指定年月日 平成十九年 十二月一日
-------------------------	---	-----------------	-------------------------

〇宮城県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一六七四	事業者の名称及び所在地 なのはな居宅介護支援セン ター 石巻市大街道西一丁目四番 七号ソラーナ参番館一〇一 号室	申請者名 株式会社イコール	指定年月日 平成十九年 十二月十四日
〇四七〇二〇〇〇三二	株式会社みやぎ介護センタ ー 石巻営業所 石巻市渡波町一丁目一番二 十七号	株式会社みやぎ介護セン ター	平成十九年 十二月二十八 日

〇宮城県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年二月二十九日

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇〇八	事業者の名称及び所在地 やさしい手仙台ケアセンタ ー 仙台市宮城野区大槻一・三 ・二階	申請者の名称 株式会社やさしい手仙台	指定年月日 平成十九年 十二月一日
〇四七〇二〇一六六六	なのはな訪問介護センター 石巻市大街道西一丁目四番 七号ソラーナ参番館一〇一 号室	株式会社イコール	平成十九年 十二月十四日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七一四〇〇四九九	事業者の名称及び所在地 デイハウス・たんぼぼ 東松島市大曲字土手下南百 六十五番地一	申請者の名称 株式会社たんぼぼ	指定年月日 平成十九年 十二月一日
-------------------------	---	--------------------	-------------------------

三 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇一六	事業者の名称及び所在地 ザ・サンシャイン仙台 仙台市宮城野区新田東二丁 目十二番七号	申請者の名称 株式会社ツクイ	指定年月日 平成十九年 十二月一日
-------------------------	---	-------------------	-------------------------

〇宮城県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇七〇八	事業者の名称及び所在地 ヘルパーステーションふな おか 柴田郡柴田町北船岡一丁目 十六番六号	申請者名 社会福祉法人常盤福祉会	廃止年月日 平成十九年 十二月三十一 日
-------------------------	--	---------------------	-------------------------------

〇四七五一〇一六三二	クリスタル介護センター青葉 仙台市青葉区宮町四丁目七番十九号第二橋元ビル一階	株式会社クリスタル介護センター	平成十九年十二月三十一日
------------	---	-----------------	--------------

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇六六六	事業者の名称及び所在地 社会福祉法人常盤福祉会つきのみ事業所 柴田郡柴田町槻木下町一丁目一番三十二号	申請者名 社会福祉法人常盤福祉会	廃止年月日 平成十九年十二月三十一日
-------------------------	--	---------------------	-----------------------

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七一七〇〇〇五三	事業者の名称及び所在地 株式会社ジェー・シー・アイ本部・工場 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	申請者名 株式会社ジェー・シー・アイ	廃止年月日 平成十九年十二月一日
〇四七五五〇〇六〇九	赤坂建設福祉事業部 仙台市泉区上谷刈字赤坂九番一号	赤坂建設株式会社	平成十九年十二月十八日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇〇五三	事業者の名称及び所在地 株式会社ジェー・シー・アイ本部・工場 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	申請者名 株式会社ジェー・シー・アイ	廃止年月日 平成十九年十二月一日
〇四七五五〇〇六〇九	赤坂建設福祉事業部 仙台市泉区上谷刈字赤坂九番一号	赤坂建設株式会社	平成十九年十二月十八日

〇宮城県告示第七十四号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。  
平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四四五四〇六七七	事業者の名称及び所在地 泉ハラレル調剤薬局 仙台市泉区高森四・六・八	申請者名 仙北薬品株式会社	廃止年月日 平成十九年十二月一日
------------------------	--	------------------	---------------------

〇四七五二〇〇一一一

〇四七五四〇〇〇七三	事業者の名称及び所在地 有限会社たいはく宅老所せせらぎ 仙台市太白区越路二十一番十二号	申請者名 有限会社たいはく宅老所せせらぎ	廃止年月日 平成十九年十二月十四日
------------	---	-------------------------	----------------------

〇四七二一〇〇〇二四

〇四七二一〇〇〇三三	事業者の名称及び所在地 岩沼市デイサービスセンターほへみ荘 岩沼市下野郷字浜二百四十三番地の六十一	申請者名 社会福祉法人ライフケア赤井江	廃止年月日 平成十九年十二月十九日
------------	---	------------------------	----------------------

〇四七一〇〇〇四〇

〇四六〇二九〇〇六七	事業者の名称及び所在地 特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム 岩沼市下野郷字浜二百四十三番地の三十九	申請者名 社会福祉法人ライフケア赤井江	廃止年月日 平成十九年十二月十九日
------------	--	------------------------	----------------------

〇四六五五九〇〇四〇

〇四六五五九〇〇四〇	事業者の名称及び所在地 社団法人宮城県看護協会桃生訪問看護ステーション 石巻市桃生町中山字八木百六十番地二	申請者名 社団法人宮城県看護協会	廃止年月日 平成十九年十二月三十一日
------------	---	---------------------	-----------------------

〇四七五二〇一六三二

〇四七五二〇一六三二	事業者の名称及び所在地 クリスタル介護センター青葉 仙台市青葉区宮町四丁目七番十九号第二橋元ビル一階	申請者名 株式会社クリスタル介護センター	廃止年月日 平成十九年十二月三十一日
------------	--	-------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。  
平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	辞退年月日
-----------	-------------	------	-------

〇四一〇二一四四五	二宮外科 石巻市住吉町一・一・五	医療法人社団二宮外科	平成十九年 十二月三十一日
-----------	---------------------	------------	------------------

〇宮城県告示第七十六号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービスマスター業から次のとおり廃止した旨届出があった。  
平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七二二〇七〇八	ヘルパーステーションふな おか 柴田郡柴田町北船岡二丁目 十六番六号	社会福祉法人常盤福祉会	平成十九年 十二月三十一日
〇四七五二〇一六三二	クリスタル介護センター青 葉 仙台市青葉区宮町四丁目七 番十九号第二橋元ビル一階	株式会社クリスタル介護 センター	平成十九年 十二月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七二二〇六六六	社会福祉法人常盤福祉会つ きのき事業所 柴田郡柴田町槻木下町一丁 目一番三十二号	社会福祉法人常盤福祉会	平成十九年 十二月三十一日
-----------	---	-------------	------------------

三 介護予防福祉用具貸与

〇四七二二〇〇五三	株式会社ジェー・シー・ア イ本部・工場 黒川郡大和町松坂平二丁目 五番二号	株式会社ジェー・シー・ アイ	平成十九年 十二月一日
〇四七五五〇〇六〇九	赤坂建設福祉事業部 仙台市泉区上谷刈字赤坂九 番二号	赤坂建設株式会社	平成十九年 十二月十八日

四 特定介護予防福祉用具販売

〇四七二七〇〇五三	株式会社ジェー・シー・ア イ本部・工場 黒川郡大和町松坂平二丁目 五番二号	株式会社ジェー・シー・ アイ	平成十九年 十二月一日
〇四七五五〇〇六〇九	赤坂建設福祉事業部 仙台市泉区上谷刈字赤坂九 番二号	赤坂建設株式会社	平成十九年 十二月十八日

〇宮城県告示第七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスマスター業として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一五四〇〇七二二	社会福祉法人共生福 社会秋の郷福祉工場 仙台市太白区鉤取御 堂平三十八番地	指定障害福祉サー ビスの種類 就労継続支援A型	設置者名 社会福祉法人 共生福祉会	指定年月日 平成二十年 三月一日
------------	--	-------------------------------	-------------------------	------------------------

〇宮城県告示第七十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスマスター業として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇二〇〇四八九	有限会社ライフサ ポートたかはし 石巻市蛇田字中坪一 番地	指定障害福祉サー ビスの種類 居宅介護	設置者名 有限会社ライ フサポートた かはし	指定年月日 平成二十年 三月一日
------------	--	---------------------------	---------------------------------	------------------------

〇宮城県告示第七十九号

障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十四条の七第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する重度訪問介護に係

る指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定を受けたものとされたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇二〇〇四八九	事業所の名称及び所在地	有限会社ライフサポートたかはし 石巻市蛇田字中塚一番地	設置者名	有限会社ライフサポートたかはし	指定年月日	平成二十年三月一日
-------	------------	-------------	--------------------------------	------	-----------------	-------	-----------

〇宮城県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字横大道一、二、三の一、三の二、四

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。

〇宮城県告示第百八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により平成十四年宮城県告示第五百一十一号で指定した次の海岸保全区域は、廃止する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	沿岸名	地区名	
三陸南沿岸	長面漁港	長面地区海岸	<p>基点A点 石巻市河北町長面字平六一番の二地内に設置した標柱</p> <p>イ点 A点から一五〇度〇〇分 二九メートルの地点</p> <p>ロ点 イ点から七五度三〇分 六〇メートルの地点</p> <p>ハ点 ロ点から一五九度三〇分 二五〇メートルの地点</p> <p>ニ点 ハ点から一九六度〇〇分 二〇〇メートルの地点</p> <p>ホ点 ニ点から三三五度〇〇分 二八七メートルの地点</p> <p>ヘ点 ホ点から二〇九度〇〇分 二四八メートルの地点</p> <p>ト点 ヘ点から二九一度〇〇分 六六メートルの地点</p> <p>チ点 ト点から二九度〇〇分 二八〇メートルの地点</p> <p>リ点 チ点から五六度〇〇分 二五五メートルの地点</p> <p>又点 リ点から一九度〇〇分 一七〇メートルの地点</p> <p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、又点及びイ点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点B点 石巻市河北町尾崎字弘象十一番地内に設置した標柱</p> <p>イ点 B点から七八度〇七分 一七メートルの地点</p> <p>ロ点 イ点から一〇度二二分 四三〇メートルの地点</p> <p>ハ点 ロ点から一四五度二四分 二二三メートルの地点</p> <p>ニ点 ハ点から一五四度四八分 一一〇メートルの地点</p> <p>ホ点 ニ点から一三二度五〇分 二二三メートルの地点</p> <p>ヘ点 ホ点から二三度一分 八一メートルの地点</p> <p>ト点 ヘ点から三三度一分 二二六メートルの地点</p> <p>チ点 ト点から三三度五一分 一三六メートルの地点</p> <p>リ点 チ点から三七度〇四分 二〇五メートルの地点</p> <p>又点 リ点から三〇〇度一九分 四一メートルの地点</p> <p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、又点及びイ点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p>

〇宮城県告示第百八十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	海岸名	
三陸南 沿岸	長面漁 港	長面地 区海岸
基点A点 石巻市長面字平六一番の一五地内に設置した標柱 イ点 A点から一五〇度三分二四秒 二九・〇〇メートルの地点 口点 イ点から七五度五三分二五秒 六〇・〇〇メートルの地点 八点 口点から一五九度五三分二六秒 二五〇・〇〇メートルの地 点 二点 八点から一九六度三分二八秒 二〇〇・〇〇メートルの地 点 ホ点 二点から二三五度三分二七秒 二八七・〇〇メートルの地 点 ヘ点 ホ点から二〇九度三分二二秒 二四八・〇〇メートルの地 点 ト点 ヘ点から二九一度三分一八秒 六六・〇〇メートルの地点 チ点 ト点から二九度三分一六秒 二八〇・〇〇メートルの地点 リ点 チ点から五六度三分二〇秒 二五五・〇〇メートルの地点 又点 リ点から一九度三分二五秒 一七〇・〇〇メートルの地点 イ点 口点、八点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、又点 及びイ点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点A点 石巻市長面字平六一番の一五地内に設置した標柱 イ点 A点から七三度〇二分二二秒 六四・八三メートルの地点 口点 イ点から三四八度〇八分五三秒 一五四・〇〇メートルの地 点 八点 口点から三一八度五七分一八秒 九七・〇〇メートルの地点 二点 八点から三一五度四六分二三秒 一二九・〇〇メートルの地 点 ホ点 二点から〇度五七分〇一秒 七八・〇〇メートルの地点 ヘ点 ホ点から二四度五九分〇四秒 一〇三・〇〇メートルの地点 ト点 ヘ点から七二度五五分四一秒 一二四・〇〇メートルの地点 チ点 ト点から一八三度二分三八秒 四三・〇〇メートルの地点 リ点 チ点から二五二度五九分一七秒 九三・〇〇メートルの地点 又点 リ点から二〇四度〇七分三〇秒 八〇・〇〇メートルの地点 ル点 又点から一八〇度五七分四九秒 五三・〇〇メートルの地点 ヲ点 ル点から一二七度一七分一九秒 一一三・〇〇メートルの地 点 ワ点 ヲ点から一四一度一三分四八秒 一〇二・〇〇メートルの地 点 カ点 ワ点から一六四度五二分一六秒 一六七・〇〇メートルの地 点		

ヨ点	カ点から二〇度四七分五二秒	四三〇・〇〇メートルの地 点
タ点	ヨ点から一四六度四五分四五秒	二二三・〇〇メートルの地 点
レ点	タ点から一五五度一〇分一〇秒	一一〇・〇〇メートルの地 点
ソ点	レ点から一三三度一五分〇七秒	二二三・〇〇メートルの地 点
ツ点	ソ点から一三三度三分三六秒	八一・〇〇メートルの地点
ネ点	ツ点から一三三度三分三六秒	二二六・〇〇メートルの地 点
ナ点	ネ点から一三三度一四分一五秒	一三六・〇〇メートルの地 点
ラ点	ナ点から一三七度二七分一九秒	二〇五・〇〇メートルの地 点
ム点	ラ点から三〇〇度四二分三三秒	三八三・〇〇メートルの地 点
イ点	口点、八点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、又点、 ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、 ナ点、ラ点、ム点及びイ点の各点を順次直線で結んだ線により囲ま れた区域	

○宮城県告示第百八十三号  
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定  
 する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年二月二十九日

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	海岸名	
三陸南 沿岸	荒漁港	荒漁港 地区
基点A点 石巻市雄勝町船越字荒六一の三地内に設置した標柱 イ点 A点から一九一度三分三二秒 一三六・六八メートルの地 点 口点 イ点から一四六度三〇分四〇秒 九〇・〇〇メートルの地点 八点 口点から一九九度三分五六秒 八〇・〇〇メートルの地点 二点 八点から一三九度三分三〇秒 三〇・〇〇メートルの地点 ホ点 二点から一九九度三分五七秒 八〇・〇〇メートルの地点		

へ点 水点から三二六度三分四〇秒 九〇・〇〇メートルの地点  
 イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点及びイ点の各点を順次直線  
 で結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年二月二十九日

一 許可を取り消した年月日

平成二十年二月二十日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社須藤建設 須藤 靖子	本吉郡南三陸町志津川 字大森町八十七	般・特・十五 般千七百七十 六号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	平成二十年 一月二十四日
有限会社若岩工 業所 廣平	仙台市宮城野区幸町二 丁目九・三十八	般・十七 般六千三百二 号	一部廃業 一般建設業 大工工事業 管工事業	平成二十年 一月三十一日
株式会社さんの 海老澤 恒美	仙台市青葉区上愛子字 蛇台原四十九・六	般・十八 般七千四百四 十七号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロツク工事業 内装仕上工事業	平成二十年 一月二十二日
有限会社川口建 設 節郎	大崎市岩出山字下川原 町五十六	般・十八 般八千六百三 十号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・十工事業 石工事業 水道施設工事業	平成二十年 一月三十日
有限会社上ワ ク 直幸	石巻市三ツ股二丁目七 ・四十三	般・十五 般一万七千八 十六号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・十工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 一月十八日

有限会社日建ブ ランニング 阿部 幸敏	仙台市青葉区小田原六 丁目一・八	般・十六 般一万七千二 百八十三号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・十工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 一月十八日
有限会社鈴木総 合建設 三浦 優子	仙台市若林区大和町二 丁目一・二十五 △ハウス二〇一 号	般・十七 般一万七千六 百十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロツク工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十年 一月三十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻  
 土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
東松島市宮戸字南麦和田山四番地先か ら 同市宮戸字大平山一番一地先まで		前 A 後 B	二・〇〇 四六・〇〇	七一七・〇 六〇七・三	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 B	前 B		一〇・〇〇 三六・〇〇	六〇七・三 六〇七・三	

○宮城県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 閉上港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
二二・五	一一・三	一一・三	一一・四	六二・八
一一・五	一一・四	一一・四	一一・四	六二・八
一一・六	一一・四	一一・四	一一・四	六二・八

○宮城県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県栗原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 有壁停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一五・〇	一八・五	一八・五	二五・〇	六九・八
二二・三	二五・〇	二五・〇	二五・〇	六九・八
二二・三	二五・〇	二五・〇	二五・〇	六九・八

○宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南鳴瀬線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後B	前A	後B	前A	後B	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一一・五	七・九	一一・五	七・九	一一・五	
四九・六	四九・六	四九・六	四九・六	四九・六	
八二・二	八二・二	八二・二	八二・二	八二・二	

○宮城県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜百理線	名取市下増田字飯塚一九九番地先から 同市下増田字飯塚二七七番地先まで	平成二十年 三月十七日

○宮城県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	関上港線	名取市下余田字鹿島一〇番一地从先から同市下余田字鹿島一〇番二地先まで	平成二十年三月一日

○宮城県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県栗原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	有壁停車場線	栗原市金成有壁上原前一番一四地先から同市金成有壁大日前三番三地先まで	平成二十年二月二十九日

○宮城県告示第九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 設立認可の年月日

平成九年一月二十九日

四 変更の内容

過怠金及び督促手数料

（変更前）第八条第一項 郵便法第二十一条第二項  
（変更後）第八条第一項 郵便法第二十条第一項  
保留地

（変更前）第九条第一項 事業の施行の費用に充てるため  
（変更後）第九条第一項 事業の施行の費用に充てるため及びゴミ集積所用地確保のため  
（追加）第九条第五項 理事は、ゴミ集積所用地確保のため、保留地処分規程にかかわらず総代会の同意を得て保留地の一部を大崎市に寄附することができる。

延滞金及び督促手数料

（変更前）第八十八条第一項 郵便法第二十一条第二項  
（変更後）第八十八条第一項 郵便法第二十条第一項

五 変更認可の年月日

平成二十年二月二十五日

○宮城県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市阿武隈川下流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十七年宮城県告示第千二百十六号、平成元年宮城県告示第三百九号、平成五年宮城県告示第五百五十八号、平成六年宮城県告示第千二百号、平成七年宮城県告示第八十一号、平成十二年宮城県告示第八百六十四号の事業地のうち、仙台市太白区袋原字東河原及び袋原字畑中東地内

において事業地を変更する。  
2 使用の部分  
変更なし

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年二月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県物品等電子調達システム運用・ヘルプデスク業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年二月十九日

四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡二丁目六番十一号

五 落札金額 六千六十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年一月八日

### 人事委員会

人事委員会規則四・〇（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則四・〇・十三

人事委員会規則四・〇（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則四・〇（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中、「方法」の下に、「以下「**審査等**」**と**いう。」を加える。

第四十条の二第一項中、「場合」の下に、「警察官A採用試験又は警察官B採用試験と同時に行う場合に限る。」を加え、「**実技審査**、**身体検査及び体力検査**（以下この条において「**実技審査等**」**と**いう。）**を**行う」を、「**審査等**を用いる」に、「**当該実技審査等の実施に関する**」を、「**当該審査等の実施**」に改め、同条第二項中、「**実技審査等の実施に関する**」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則五・〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則五・〇・二

人事委員会規則五・〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則五・〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中、「**の実技試験**、**身体検査及び体力検査**」を削り、「**事務**」の下に「**のうち**、次に掲げる**事務**」を加え、同項に次の各号を加える。

一 試験の周知（試験の公告を除く。）及び受験の申込みに係る処理を行うこと。

二 第一次試験及び第二次試験を行うこと（合格者の決定及び合格者である旨の書面の作成を除く。）。

第十八条第二項中、「**当該試験の実技試験**、**身体検査又は体力検査の実施に関する**」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成九年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の採用試験に関する規則）の一部の委任）の一部を次のとおり改正した。

平成二十年二月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(1)から(5)までの規定中、「**こと**」の下に、「**警察官採用試験に係るものを除く。**」を加える。

二 この告示の効力の発生する日  
平成二十年四月一日

人事委員会告示第六号

個人情報保護条例の施行に関する規則（平成九年人事委員会規則二・六）の規定に基づき、平成十

五年人事委員会告示第五号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日以降に合格発表する試験等から適用する。

平成二十年二月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

表警察官採用試験の項中

人事委員会事務局

を

警察本部警務部警務課

に改め、同

表警察官採用選考考査の項中

人事委員会事務局

を

警察本部警務部警務課

に改め

る。